（借人が個人等一般用）

農用地利用権等設定にかかる申出書

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日 |

可児市長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸人 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 | 　　　　（　　　　） |
| 借人 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 | 　　　　（　　　　） |

　下記のとおり農用地等の利用権を設定したいので、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第４の１（５）の規定に基づき申し出します。

１．利用権を設定する土地及び内容（貸人記載）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 現況地目 | 面積（㎡） | 農用地の権利 | 設定する利用権 |
| 大字 | 字 | 地番 | 利用権の種類 | 設定期間 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

（記入上の注意）

・「農用地の権利」は、貸人が持つ申出地の権利を「所有権」、「地上権」、「永小作権」、「賃借権」等として記載する。

・「利用権の種類」は、設定する権利関係として「賃貸借」、「使用貸借」（無料）の別を記載する。

２．借人の耕作状況（借人記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地目 | 経営農地等面積　　　　　　　　　　㎡ | 備考 |
| 自作地 | 借入地 | 計 |  |
| 田 |  |  |  |  |
| 畑 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（記入上の注意）

・「自作地」は、所有権のある農地を記載する。

３．借人の農業従事者（借人記載）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 農業従事者（内１５歳以上６０歳未満） | 世帯員氏名 | 続柄 | 年齢 | 農業従事日数（日） | 雇用労働力(年間延日数) |
| 農業専従者 | 　　　　人（　　　）人 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 農業補助者 | 主として農業に従事する者 | 　　　　人（　　　）人 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 従として農業に従事する者 | 　　　　人（　　　）人 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（記入上の注意）

・「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね１５０日以上の方、「農業補助者」とは、年間おおむね６０日～１４９日の方です。

４．借人の主要な農機具及び家畜の保有状況（借人記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 農機具等 | 家畜 |
| 種類 | 規格・能力 | 台数 | 種類 | 頭羽数 |
| トラクター |  |  |  |  |
| 田植機 |  |  |  |  |
| コンバイン |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

農用地利用集積計画　利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

１．各筆明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用権の設定を受ける者（A）借手 | 住所 |  | 氏名又は名称 |  |
| 利用権を設定する者　　　（Ｂ）貸手 | 住所 |  | 氏名又は名称 |  |
| 利用権を設定する土地（Ｃ） | 設定する利用権　（Ｄ） | 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係（Ｅ） | 利用権を設定する土地の（Ｂ）以外の権原者等　　　　（Ｆ） |
| 所在地 | 現況地目 | 面積（㎡） | 利用権の種類 | 内容 | 始期 | 存続期間（終期） | 借賃 | 借賃の支払方法 | 住所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |
| 大字 | 字 | 地番 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

１　各筆明細　　（記載注意）

（１）この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。

（２）（Ｃ）欄は、大字別に記載する。

（３）（Ｃ）欄の「面積」は、土地登記簿謄本によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きする。なお、１筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

（４）（Ｄ）欄の「利用権の種類」は、「賃借権」・「使用貸借権」等と記載する。

（５）（Ｄ）欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として使用、普通畑として使用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間をも併記する。

（６）（Ｄ）欄の「存続期間（終期）」は、「○年」又は「○○年○○月○○日（始期）から○○年○○月○○日まで」と記載する。

（７）（Ｄ）欄の「借賃」は、当該土地の１年分の借賃（期間借地の場合は、利用期間に係る年分の借賃）の額を記載する。

（８）（Ｄ）欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法（例えば、毎年○月○○日までに○○農協の○○名義の預金口座に振り込む等）を記載する。

（９）（Ｅ）欄は、（Ｄ）欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」・「使用貸借」等と記載する。

（10）（Ｆ）欄は、（Ｂ）欄以外の権限者がいないときは記入を要しない。

（11） 同意については、（Ａ）欄、（Ｂ）欄及び（Ｆ）欄に同意印を押印することによって、かえることができる。

(12) 備考欄は、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第１０条３項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

２　共通事項

　　この農用地利用計画の定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

　（１）借賃の支払猶予

　　　　利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期限までその支払いを猶予する。

　（２）借賃の減額

　　　　利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、１の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により田にあっては収穫された米の価格の２割５分、畑にあっては収穫された主作物の価格の１割５分を越えることとなったときは、乙は甲に対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が整わないときは、農業委員会が認定した額とする。

　（３）解約権の保留の禁止

　　　　甲及び乙は、１の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約する権利は有しない。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、相手方の同意を得た上で、甲・乙連名により農業委員会へ届出書を提出するものとする。

　（４）乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

　（５）修繕及び改良

　　　ア　甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

　　　イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

　（６）租税公課の負担

　　　ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

　　　イ　乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

　　　ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議することにより負担する。

　（７）目的物の返還

　　　ア　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、直ちに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形状の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

　　　イ　乙は、目的物の改良のため支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額）の償還を請求することができる。

　　　ウ　イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が整わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

　　　エ　乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

　（８）利用権に関する事項の変更禁止

　　　　甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

　（９）利用権取得者の責務

　　　　乙は、この利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的に適正に利用しなければならない。

　（10）その他

　　　　この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。